

農地を

貸したい方・売りたい方

借りたい方・買いたい方へ



貸出等希望農地情報提供制度のご案内

中島村では、農地の利用促進、耕作放棄地の解消を図るため、貸したい・売りたい農地の情報を公表し、耕作地を広げたい方につなげるための事業を実施しています。

「農業を続けていくことが難しい」「農地を相続したが自作や管理ができそうにない」「農業経営の規模を拡大したい」「就農を希望していて農地を探している」などでお困りの方は農業委員会までご相談ください。

～事業イメージ図～



登録要件について

≪農地を貸したい・売りたい方≫

- ☐ 1,000 m²以上の農地であること
 - ※1,000 m²未満の農地でも複数筆で一体的な利用状況であれば可とする
- ☐ 現に耕作されている農地であること
 - ※休耕地の場合、耕起が容易であること
- ☐ 境界が明瞭であること
- ☐ 貸借・売買手続きにあたり支障が無い農地であること
- ☐ 農地転用の計画が無い農地であること

≪農地を借りたい・買いたい方≫

- ☐ 全ての農地を適正に管理できること
- ☐ 地域計画に含まれる(見込みである)農業者であること
- ☐ この先5年以上営農を継続する農業者であること
 - ※経営継承も含む

留意事項

- 貸したい(売りたい)農地を公開しても、必ず耕作者が見つかるものではありません。
- 本制度に登録した農地について、貸借または売買の契約が成立するまでは、農地所有者が登録農地の維持管理を行ってください。
- 契約年数や賃借料などは、当事者間で協議を行ってください。
- 協議が合意に達したときは、農地の貸借または売買に必要な法的手続きを行ってください。
- 農地の利用目的は、耕作利用に限ります。その他の目的による利用での相談はお受けできません。



【問い合わせ先】
中島村農業委員会事務局
電話 0248-52-3487